

第8回 福岡市個人情報保護審議会 個人情報保護制度部会 議事録

日 時	令和4年4月20日（水） 10:00～12:00
場 所	福岡市役所15階 1503会議室
出席者	委員 （五十音順、敬称略） 五十川 直行 永星 浩一 北坂 尚洋 作間 功 山下 亜紀子 福岡市 総務企画局行政部情報公開室 情報公開室長 吉野 靖啓 個人情報保護係長 禅院 義隆 個人情報保護係員 川崎 翔太 個人情報保護係員 二宮 新吾
議 題	1 部会長の互選及び部会長職務代理者の指名について 2 個人情報保護法の改正に伴う福岡市の個人情報保護制度における対応について

開会

議題1 部会長の互選及び部会長職務代理者の指名について

- (会長) 部会長の選出については、個人情報保護条例第60条第3項において、「部会に属する委員の互選によりこれを定める」と規定しているので、推薦、意見等あればお願いする。
- (委員) 五十川会長にお願いしたい。
- (委員) 異議なし。
- (会長) 了承。
- (部会長) それでは、私が部会長を務めさせていただく。
 では次に、部会長職務代理者の指名について、条例第60条第5項において、「部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する」と規定しているので、私から北坂委員を指名する。

議題2 個人情報保護法の改正に伴う福岡市の個人情報保護制度における対応について

- (部会長) はじめに、現行条例と改正法の主な相違点や、審議内容・日程などの全体像について、説明をお願いする。
- (福岡市) 資料に沿って説明。
- (部会長) 今の説明について、まずは総則部分について質問や意見があればお願いする。
- (委員) 改正法の施行に向けて、現行条例に代わる新たな条例を制定するということか。また、議会は新条例の適用を受ける対象から除外されるのか。
- (福岡市) 改正法の施行後は同法の規定が直接適用されることになるため、委任規定が設けられている事項等を施行条例として定めるものである。また、議会は改正法の適用を受けないため、施行条例の適用を受ける対象からも除外される。
- (部会長) 改正法の施行後は、実施機関という定義がなくなるのか。
- (福岡市) 現行条例に定める実施機関のうち、議長、市立病院機構及び住宅供給公社以外

は、改正法における行政機関等の定義に含まれる。

(委員) 改正法の適用対象から議会を除外する理由は何か。

(福岡市) 国会や裁判所が法の対象外となっていることとの整合性を図るとというのが、改正法の趣旨である。

(部会長) 現行条例上の実施機関という定義はどのように変わるのか。

(福岡市) 実施機関という定義は、あくまでも現行条例の適用を受ける機関を規定したものであり、改正法の定義としては「行政機関等」になる。改正法を運用する上で、福岡市の組織における「行政機関等」の範囲を、どのように明確化するのかという点は、技術的な問題としてあると思う。

(委員) 現行条例の実施機関の中で、議会のように行政機関等の定義の対象外となるものがあることは理解したが、その旨は施行条例にどのように規定するのか。

(福岡市) 施行条例のイメージであるが、現行条例のように具体的な規律も含めて、全ての要素を規定するものではなく、改正法から委任された必要な規定で構成されるものである。行政機関等の定義のように改正法に規定している事項については現行条例からは削除し、施行条例で重複して定める必要はない。

(部会長) 次に、個人情報の定義について質問や意見があればお願いします。

(委員) 死者に関する情報とは具体的にはどのようなものか。

(福岡市) 改正法における個人情報の定義では、「生存する個人に関する情報」とされていることから、当該個人が亡くなった場合に、個人情報として収集・保有していた情報が死者に関する情報となるようなケースが想定される。

(委員) 死者に関する情報が、遺族等の個人情報にもなり得る場合があるのか。

(福岡市) 例えば、死者の相続財産に関する情報は、遺族等の個人情報となり得る場合がある。

(部会長) 相続人がいない場合や、不明な場合は取扱いが変わるのか。

(福岡市) 個人情報開示請求及び情報公開請求の際の非開示情報においては、本人の生死にかかわらず、個人に関する情報として保護の対象としている。

そのため、死者に関する情報であったとしても機密性の高い情報であることに変わりはないため、相続人の有無にかかわらず、個人情報と同じように保護されると考えている。

(委員) 改正法のガイドラインによると、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合は、当該生存する個人に関する情報として法の保護の対象となると説明があるが、死者の個人情報としてではなく、遺族等の個人情報として保護されるということか。

(福岡市) そうである。

(部会長) 個人情報の概念上の整理では、死者の情報は含まれないことになるが、実務上においては、これまでの取扱いと基本的に変わらないということか。

(福岡市) そうである。

(委員) 個人情報から死者の情報を除くにあたり、現行条例の定義を書き換えるような対応を行うのか。

(福岡市) 個人情報の定義についても、改正法で定める定義規定が直接適用されるため、現行条例で個人情報の定義を定めた規定は、削除することになる。

(委員) 開示請求の場面において、対応の違いは生じないのか。

(福岡市) これまでも戸籍等により相続関係を確認するなど、厳格に対応を行っているところであり、今後も同様の対応を想定している。

(委員) 改正法にも、現行条例にも目的規定があるが、この点はどうなるのか。

(部会長) 今の委員の指摘は、今後の条例の位置づけについてだと思うが、改正法の立法趣旨などを踏まえると、施行条例の位置づけ・目的はどのようなものになるのか。

(福岡市) 現行条例は、具体的な規律も含めて全ての要素を規定するものであり、目的規

定もそのような条例の構成を踏まえたものとなっている。

施行条例は、具体的な規律は改正法が直接適用されることを前提に、同法から委任された事項を定めるものである。

(部会長) 今後の制度部会では、施行条例に規定する事項に、福岡市のこれまでの個人情報保護の取組みをどのように反映させていくのかということも議論していくことになると思うが、その前提として、どのような内容を条例に定めることができるのか。

(福岡市) 改正法の解釈を示すガイドラインでは、法改正の趣旨・目的を踏まえて条例で定める事項が示される一方、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないものは、条例で独自の規定を置くことができないとされている。

また、単なる内部手続に関する規律で、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項については、条例で独自の規定を置くことも考えられるとされているほか、法と重複する内容の規定を条例で定めることはできないとされている。

このような法の解釈を踏まえて、これまでの福岡市の取組みを、どのように施行条例の規定に反映させるのかという点を議論いただくことになろうかと思う。

(部会長) 改正法の趣旨と施行条例の規定事項との関係は、常に意識しながら議論を進めていく必要がある。

(部会長) 個人識別符号及び個人識別性について再度説明をお願いします。

(福岡市) 個人識別符号とは、当該情報単体から特定の個人を識別することができるものとして政令で定められた番号等で、例えば、健康保険の被保険者証の番号などである。現行条例の条文上には、個人識別符号を明記していないが、条例の解釈において個人を識別することができるその他の記述等として整理しており、個人情報として取扱っている。

また、個人識別性の「他の情報と容易に照合することができる」とは、行政機関等において通常の方法で照合ができる状態のことであり、外部の機関に調査を要するなど、特別の調査を必要とするような場合は、容易に照合することができる状態とは言えないことになる。現行条例においても、特別の調査を必要とするような場合は含まれていないため、実務的な変更はないものとする。

(部会長) 次に、任意条例事項である条例要配慮個人情報及びその関連として個人情報の収集の制限について説明をお願いします。

(福岡市) 資料に沿って説明。

(委員) 要配慮個人情報に「国籍」は含まれないのか。

(福岡市) 要配慮個人情報として「人種」は規定されているが、法の解釈によれば、「国籍」や「外国人」という情報は法的地位であり、含まれないとされている。国籍も通常の個人情報として、利用目的に必要な範囲内で適切に取り扱う必要があることは当然である。

(部会長) 人種と国籍の違いについて、法的な見解はあるのか。

(福岡市) 法の解釈によれば、人種という表現については、憲法第14条の表現を踏まえたものとされている。

(委員) 要配慮個人情報としての「社会的身分」とは何か。

(福岡市) 法の解釈によれば、「人が社会において占める継続的な地位」、「主として、ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位」を意味するとされており、非嫡出子や被差別部落の出身であることなどが例示されている。

(委員) 医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた健康診断等の結果が要配慮個人情報として規定されているが、この「健康診断等」には臨床心理士への相談など、どこまでを対象とするのか。

- (福岡市) ガイドライン等で示される具体例を踏まえ、該当性を判断していくことになる
と考える。
- (部会長) 要配慮個人情報については、改正法に列記されている情報に加え、政令・規則
で網羅的に規定されていると思うが、現段階において条例要配慮個人情報として
規定が必要と思われる情報はあるか。
- (福岡市) 他都市では、LGBTなどについて検討しているところもあると聞いている。
- (委員) 性的マイノリティやパートナーシップ宣誓制度に係る情報についても検討対象
になり得ると思うが、市の所管課等の状況はどうか。
- (福岡市) 現時点で具体的な動きはあっていないが、所管課等において検討の動きがあれば必要に応じて報告する。
- (部会長) 現行条例との比較において、改正法に特段の過不足は認められないことから、
現時点において条例要配慮個人情報として特に規定すべき内容はなく、今後の市
の施策展開等により必要が生じた際に改めて検討すべきということによいか。
- (委員) 異議なし。
- (部会長) 次に、個人情報取扱事務登録簿の作成・公表について説明をお願いします。
- (福岡市) 資料に沿って説明。
- (部会長) 個人情報ファイル簿を公表する手段として、国と同じようなシステムを作成す
るのか。
- (福岡市) そのように検討している。
- (委員) 個人情報ファイル簿の作成に加えて、個人情報取扱事務登録簿を二重で作成す
る必要はないかと思うが、ファイル単位と事務単位の違いについて再度説明をお
願いする。
- (福岡市) 個人情報ファイルとは、基本的にはデータベースのことを指すが、紙であつて
も検索ができる状態で保有している場合は、個人情報ファイルに該当する。例え
ば、一つの事務において複数の個人情報ファイルを保有しているような場合は、
事務単位よりも、ファイル単位の方が細くなる一方で、データベースを利用し
ない個人情報取扱事務もあるため、どちらが一概に詳細であるというものではな
い。
- (委員) 改正法が個人情報取扱事務登録簿の作成・公表を任意とした趣旨は、これまでの
の各自治体の取組みを尊重してのことかと思うが、福岡市としては、個人情報取
扱事務登録簿についてどのように考えるか。
- (福岡市) 個人情報取扱事務登録簿が必ずしも検索しやすいものではないという現状もあ
ることから、個人情報ファイル簿の作成・公表にあたり、ウェブでのキーワード
検索なども可能になるようなシステムの構築を検討しており、現行よりも市民の
利便性を高めていくことに注力したいと考えている。
- (委員) 個人情報ファイル簿には、国が指定するフォーマットがあるのか。また、公表
する項目を任意に追加することはできるのか。
- (福岡市) 公表する項目は法令に規定されているが、現行の個人情報取扱事務届出書兼個
人情報目録の項目と比較しても大きな差はないと考えている。ガイドラインでも、
個人情報ファイル簿の記載は分かりやすいものとしなければならないとされてい
るため、工夫は必要と考える。
- (部会長) 趣旨・目的が近似しており、二重管理となることから、個人情報ファイル簿の
作成・公表に加えて、個人情報取扱事務登録簿の作成・公表を特に規定すべき理
由は認められず、むしろ個人情報ファイル簿のシステム化により、検索の容易さ
を高めるなど、市民の利便性の向上に努めるべきということによいか。
- (委員) 異議なし。
- (部会長) 他に質問等はないか。
- (委員) なし。

(部会長) それでは、以上で、本日の議事を終了する。

議事終了 閉会